

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈徳会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の既定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(法人職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(役員等の報酬)

第4条 役員等には、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定めることとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 役員等の報酬等に関する規程（平成28年制定）は、廃止する。

別表 1

役職名	区 分	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事長	理事会への出席	5,000円	3,000円
	上記の他法人業務	5,000円	3,000円
理 事	理事会への出席	5,000円	3,000円
	上記の他法人業務	5,000円	3,000円
監 事	監事監査等への出席	10,000円	3,000円
	理事会への出席	5,000円	3,000円
評議員	評議員会への出席	5,000円	3,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	5,000円	3,000円